

報告第1号

令和2年度亀岡市一般会計予算に対する附帯決議2に関する事後の状況、対応等の報告について

令和2年3月24日の会議において可決されました令和2年度亀岡市一般会計予算に対する附帯決議2に関する事後の状況、対応等を下記のとおり報告します。

記

決議要旨

ふるさと学習推進経費予算においては、新型コロナウイルスの影響により授業時間数の不足が見込まれた場合は、京都スタジアム・大河ドラマ館等見学事業の実施について、中止も含め、柔軟に対応すること。

(事後の状況、対応等の報告内容)

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、市立小学校、中学校及び義務教育学校については、令和2年3月3日から3月24日までの期間、臨時休業としておりましたが、国内及び京阪神地域の感染拡大状況等を鑑み、児童生徒の安全確保や感染拡大防止の観点から、令和2年4月8日から5月6日までの期間、再度臨時休業とし、その後5月31日まで期間を延長したところです。

そのため、当初予定していた4月の事業実施開始を5月以降で実施するよう日程調整を行っておりましたが、3密を避けるための実施方法、学校再開後の授業の進め方等を検討する中で、市立小学校及び義務教育学校（前期）の児童を対象とした当該事業については、中止することといたしました。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、運動

会、体育祭等を例年規模で開催することが難しい状況ですが、学校ごとに様々な状況を踏まえ学校行事を検討する中、一部の市立中学校では、京都スタジアムで体育的・文化的行事を開催したところです。今後とも、各学校の状況を踏まえ、ウィズコロナでの授業方法や学校行事を工夫し実施する中で、子どもたちが夢を持ち、ふるさと亀岡を誇りに思えるような取組を進めてまいります。